

販売代行委託契約書

アパレルメーカー会社名など（以下「甲」という）と、自分の会社また個人事業主名（以下「乙」という）とは販売代行委託業務に関して下記の通り、契約書を締結する。

第1条 （委託業務）

甲が乙に委託する業務は、〇〇〇株式会社（以下「丙」という）が運営する〇〇〇百貨店〇〇〇店にて営業される甲の店舗（以下「販売代行店」という）において、本契約第2条にて定める商品に関する小売販売業務、金銭管理業務ならびにこれらに付帯関連して発生する業務とする。

店舗がある施設などのオーナー名と施設名を記載するが、路面店の場合は不要（な箇所を削除）

第2条 （取扱商品）

乙が販売代行店において取扱う商品は、甲の取扱う商品ならびにその関連ブランドの甲が指定する商品（以下「本商品」という）とする。乙は如何なる理由においても、販売代行店を本商品以外の商品の販売に利用してはならない。

ここに具体的な店舗名・ブランド名を記載する場合もある

第3条 （管理者の義務）

乙は、販売代行店を善良なる管理者の注意を以て管理運営するとともに、以下の事項につき合意する。

- 1) 乙が販売代行店に配置する販売員の員数は、人数名を基準とする。
但し、売上の状況などの事由によってはその数を増減できるものとし、事前に乙から甲へ連絡をとることとする。
- 2) 前項に基づき、乙は責任をもって販売員の勤務シフト表を作成し、甲の店舗を営業することとする。甲および丙の許可なく店舗を閉業・休業させてはならない。
- 3) 本商品の盗難、紛失等により発生した甲の損失については、甲乙協議の上対処する。損失は契約期間終了後も有効であり、甲が確定させた損失に対する乙の負担額は甲乙協議の上決定するものとする。
- 4) 金銭の紛失など本商品の盗難、紛失等以外の事由により甲に損失が生じた場合、乙は甲の損失額の実額を負担する。
- 5) 乙は、本商品を如何なる第三者に対しても掛売りしてはならない。
- 6) 販売代行店の売上は、甲の指定する小売販売価格に基づき計上するものとする。
- 7) 金銭の取扱いについて乙は、甲と丙との取決めに基づき、販売代行店における売上金のすべてを甲が指定したレジスターに収録した上で、集計後、毎日丙に預託する。
- 8) 乙は、甲の指示に従い、または甲の立会いのもとに棚卸作業を定期的実施する責務を負うものとし、当該棚卸による本商品売上数値と売上代金に差異がある場合は、甲乙協議の上対処とする。
- 9) 乙は、乙の販売方法等に対して、顧客より問い合わせ、クレームその他苦情等を受けた場合は、甲の指示に従い、誠意を持って対応するものとする。

人数は当初計画での目安

第4条 （販売代行委託料）

- 1) 甲が乙に支払う販売代行委託料は下記の通りとする。

店舗期間売上に対しての〇〇%を乗じた額（消費税別）とする。

最低保証額は¥***,***-（消費税別）とする。

委託料については、1ヶ年毎に見直すこととする。

- 3) 甲は乙に対し、販売代行委託料を毎月末日に締めて翌月末日までに乙の指定銀行口座に支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

報酬率（%）は交渉時に決める。最低保証額は交渉次第。ない場合もある。

通常1年目安だが交渉時の取り決めで。

丙側の締め合わせる
ことが多い

甲が決めることが多い
が協議の上で。

第5条 (在庫の所有権)

販売代行店における本商品の所有権は甲に帰属するものとし、乙は本商品を自己または第三者の商品と明確に区分して保管・管理しなければならない。

第6条 (業務報告)

- 1) 販売代行店の売上は甲の指定する小売販売価格に基づき計上するものとする。乙は甲の事前の承諾なしに小売価格を変更してはならない。乙が甲の事前の承諾なしに甲指定の小売価格以下の価格で本商品を販売した場合、その差額は乙が負担するものとする。
- 2) 乙は、毎日の売上内容ならびに売上高を、甲の指定する書式方式にて甲に報告しなければならない。
- 3) 乙は、甲より販売代行店に送付された本商品をただちに別途定める検査基準に従い検品(品名、色、サイズ、数量)するものとし、送り状の記載と検品結果との間に相違がある場合、受領した本商品に破損・汚損等の欠陥品があった場合には、ただちに甲に連絡のうえ、甲の指示を仰ぐものとする。
- 4) 販売代行店における売上金および本商品の管理に関しては、乙が一切の責任を有するものとする。

第7条 (費用負担)

- 1) 販売代行店運営に必要な費用のうち、以下に定める経費については甲の負担とする。
 - ① 通信費等(電話、FAX、切手、印紙等)
電話(FAXを含む)料金については、甲が販売代行店に設置する電話機によるものとし、切手、印紙等については、事前に甲の指定する書式をもって申請し、甲の承諾を得たうえで購入したものに限り甲が負担するものとする。
 - ② 販売促進費・事務用品費・光熱費等
店舗内装費、什器、備品、音響設備本体、事務用品、ノベルティ、ハンガー、化粧箱、DMカード、カタログ、ポスター、ショッピングバッグ、光熱費、売上/在庫管理に要する書類フォーム一式は甲が負担するものとする。
 - ③ 運送費
但し、甲が承諾したものに限る。
 - ④ 出張費
但し、乙が事前に甲の指定する書式をもって申請し、甲が承諾した場合に限る。
- 2) 上記に記載なき経費の負担は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

第8条 (情報提供)

乙は、販売代行店における商品動向、売れ行きや施設廻りの概況など、知り得る限りの情報を甲に提供するものとする。

第9条 (立入調査)

甲は、甲が必要と認めたときには、販売代行店に立入調査を行うことができる。

第10条 (販売員)

- 1) 乙は販売員に甲の店舗運営方針、規則等を厳守させるものとする。また、乙ならびに乙の販売員、使用人等が故意又は過失により、甲丙ならびに第三者に損害を与えた場合には、その理由如何にかかわらず乙はその賠償の責を負わなければならない。
- 2) 販売代行店における販売員の服装については、販売代行店の名誉およびブランドイメージを損なうことのないような衣類を着用させるものとする。

- 3) 乙は販売員に、販売代行店より本商品および備品を持ち出さないよう必要な措置を講じるものとする。
- 4) 販売員の給与、労働関係法規上の責任、その他一切の責任は乙が負うものとする。
- 5) 乙は、甲の指示に従い、乙の販売員を甲の開催する販売員研修・会議等へ出席させる義務を負う。当該出席のための費用は甲が負担するものとする。
- 6) 乙は、甲の指示に従い、乙の販売員を丙の開催する販売員研修・会議等へ出席させる義務を負う。当該出席のための費用は乙が負担するものとする。
- 7) 甲は乙に対して、販売員の交替を要求することができる。この時乙は、その販売員が店舗運営上不適切と判断された場合に、正確な調査のもと十分な配慮と適切な判断で対処しなければならない。ただし、甲の交替要求の理由が、販売員の国籍、信条、性別、社会的身分や、労働組合の正当な行為等を理由とする場合、交替要求を拒否することができる。

第11条（個人情報）

- 1) 乙は、本契約に関して得られた顧客の個人情報（以下「個人情報」という）の収集・利用廃棄等の取扱いについて、次の各号を遵守する。
 - ① 個人情報は、すべて甲に帰属するものとし、乙は販売代行店で収集した情報一切を甲の取り扱い規則に指示に従い、保管するものとする。
 - ② 乙は、個人情報の取扱いについて、甲の指示に従い、顧客のプライバシー保護、第三者への漏洩防止等の適切な管理をおこなわなければならない。
 - ③ 乙は、個人情報の収集にあたっては、顧客にその目的を説明のうえ、必ず顧客本人の同意を得ておこなわなければならない。
 - ④ 乙は、甲が指示した販売代行店または本商品の販売等の目的以外には、個人情報を利用してはならない。
 - ⑤ 乙は、本契約が解除その他の事由の如何を問わず終了したときは、本契約に関して収集した一切の個人情報を甲に引渡し、以後これを使用してはならない。
- 2) 万一、乙および乙の販売員、使用人による取扱い上の不注意や過失により、個人情報の漏洩などの問題が発生した場合には、乙は全責任を負い、速やかに適切な措置をとらなければならない。
- 3) 甲は、本条の趣旨を鑑み、販売代行店の店頭において販売業務に従事する乙の販売員に「顧客情報取扱いに関する誓約書」の提出を求めることとする。

第12条（損害賠償義務）

- 1) 乙ならびに乙の販売員、使用人等が故意又は過失により、甲丙ならびに第三者に損害を与えた場合には、その理由如何にかかわらず乙はその賠償の責を負わなければならない。
- 2) 乙ならびに乙の販売員、使用人等の故意または過失によって、本業務に関わる設備、造作、什器、備品等、甲または丙の所有物に損害が生じた場合、その賠償の責を負うものとする。

第13条（変更事項の通知）

乙が次の各号の一つに該当するときは、遅滞なく甲が要求する書類を甲に提出する。

- ① 代表者、商号、社名、住所、営業目的、その他商業登記事項が変更されたとき
- ② 資本構成に重大な変更が生じたとき
- ③ 販売代行委託料の支払銀行口座を変更しようとするとき
- ④ その他本契約に影響を及ぼす重要な変更があったとき

第14条（権利義務の第三者への譲渡禁止）

甲および乙は、本契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または第三者のためにこの上に権利を

設定してはならない。

第15条（契約期間）

- 1) 本契約の有効期間は、平成▲▲年▲▲月▲▲日から平成▲▲年▲▲月▲▲日までとする。但し、**3ヶ月**前の契約終了の意思表示がない場合には、**1ヶ年**毎の自動更新とする。
- 2) 本契約の有効期間中といえども、甲又は乙の都合により相手方に対し**3ヶ月**前までに書面で予告をなした上で、本契約を解約することができる。

通常1ヶ年が目安だが交渉時の取り決めで。1年契約の場合、契約終了意思は3ヶ月以上前が法基準

第16条（契約解除権）

甲、乙は一方の契約当事者に次の事由が生じた場合、相手方に何らの催告も要さず、本契約の全部または一部をただちに解除することができる。

- ① 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、またはこれらの処分を受けるべき事由が生じたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 破産、会社整理、民事再生法開始または会社更生手続き開始の申立があったとき。
- ④ 営業の廃止もしくは変更、または合併もしくは解散の決議をなしたとき。
- ⑤ その他本契約に基づく義務に違反または義務の履行が困難であると一方の当事者が判断したときは双方が解除に向けて協議する。

第17条（本契約の終了）

- 1) 甲が、丙から販売代行店に関する甲・丙間の契約の解約申入れを受けたとき、乙は甲・乙間の本契約が同様に終了することを予め承する。
- 2) 本契約が前項による契約終了、第16条による契約解除、期間満了、その他により終了したときは、乙は、甲の指定する期間内に自己の費用で乙の所有する物件、備品その他乙が搬入した物を撤去しなければならない。
- 3) 乙が前項にもかかわらず撤去しないときは、甲は、乙がこれらの権利を放棄したものと見なして任意に処分することができる。但し、この費用は乙の負担とする。
- 4) 乙は、本条による収去、明け渡しまたは変更に関し、甲および丙に対し、損害賠償その他何らの請求をしないものとする。
- 5) 本契約が終了した場合でも、終了前に発生した事項については、本条を適用する。

第18条（相殺）

甲または乙のいずれか一方に第16条の事由が生じた場合、甲または乙は相手方の承諾なしに、甲乙間の債権債務につき相殺することができる。

第19条（機密の保持）

甲および乙は、本契約に基づいて知り得た情報を契約期間中、終了後を問わず第三者に漏洩してはならない。また乙は、乙の責任において乙の販売員への機密保持遵守を徹底させるものとする。

第20条（不可抗力）

天災地変等、乙の責に帰すことのできない不可抗力の事由で生じた損失については、乙はその責を負わない。

第21条 (商標等の使用)

乙が本業務に関して甲の商標、サービスマーク、商号、その他商品名、店舗名等を使用する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

第22条 (本契約の性質)

乙は販売代行店について、賃借権、その他の占有権限、または営業権を有するものではないことを確認し、本契約により甲から委託された業務を他に委譲し、もしくは担当させてはならない。また乙は、本契約終了に際し、乙の搬入品、所有物件等の買取り、あるいは補償金等の請求権も発生しない事を確認する。

一般的には、甲の本社所在地の場合が多い。

第23条 (管轄裁判所)

本契約に基づく訴訟については、 地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

第24条 (別途協議)

本契約に定めのない事項および疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書二通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ一通ずつ保有する。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

甲

乙

メーカー側の社名

代行側の会社名

住所

住所

代表者名

捺印

代表者名

捺印